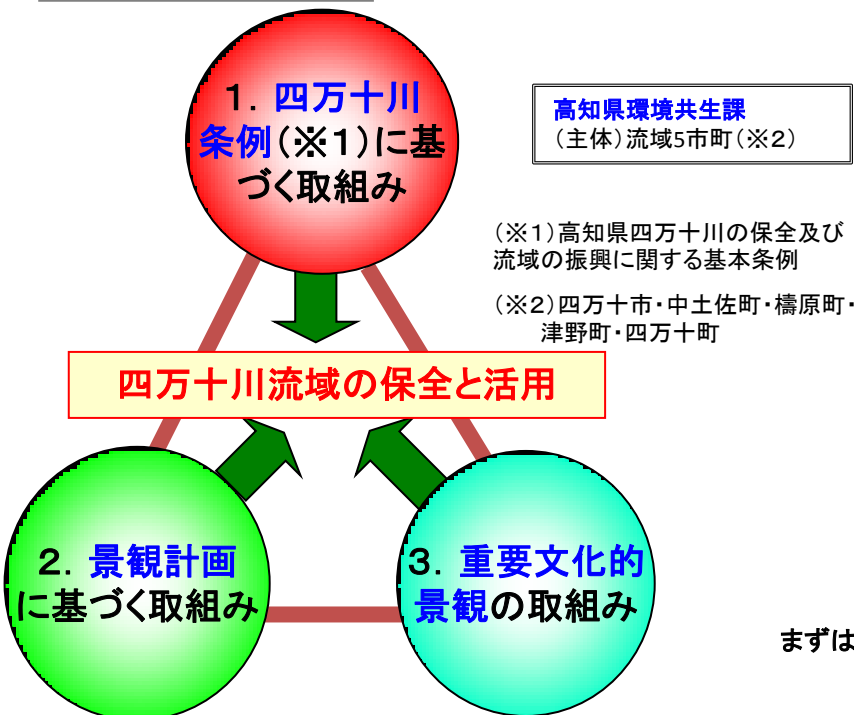


【議題1】 大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討①

(1) 背景と目的



高知県環境共生課
(主体) 流域5市町(※2)

(※1) 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例

(※2) 四万十市・中土佐町・橋原町・津野町・四万十町

高知県土木部都市計画課
(主体) 流域5市町(※2)

高知県教育委員会文化財課
(主体) 流域5市町(※2)

【各法令の目的】: 1~3

1. 河川及び周辺の自然環境や生態系の保全のための行為制限。
2. 地域の豊かな景観の保全・活用に向けた規制・誘導を行う。
3. 棚田や里山等の人々の生活や風土に深く結びついた景観のうち、特に重要なものの保存計画の策定・保護措置など。

1. 四万十川条例に基づく取組みについて

- ◇平成13年4月: 四万十川条例施行(県条例)
- ↓
- ◇平成18年10月: 改正(重点地域(※3)における許可制度の導入)
- ↓
- ◇平成27年4月: 流域5市町全てに許可の権限移譲

(※3) 回廊地区: 河川から道路まで 保全活用地区: 回廊地区から第一稜線まで

* 近年、太陽光発電施設に関する申請が増加(四万十市・四万十町など)

* 四万十市の案件において、市及び県と申請者で下協議継続中

【下協議内容】

- 【1】浸水実績水位に対する安全な計画
- 【2】排水対策、【3】希少動植物調査
- 【4】関係機関等との合意形成【5】施設の遮蔽

※大規模工作物の定義や【1】、【4】等について条例及び技術基準に明記がないまま下協議継続中。

* 四万十市景観計画の一部変更(平成27年10月23日施行)

【変更内容】

- 【1】届出対象に太陽光発電施設を明記。
- 【2】太陽光発電施設の遮蔽を明記。
- 【3】反射性のある素材の禁止 など

先行変更

※四万十市以外の4町においては、現状で大規模な太陽光発電施設に関する景観規制なし。
※四万十町では濁水問題等が発生。
※今後も流域において増加が予想される。
※固定価格買取制度の買取期間(20年間)終了後の跡地の問題 等。

※四万十川条例及び施行規則の許可基準に係る部分の改正を検討する必要性

(2) 条例及び施行規則の改正を検討するにあたって

まずは...

- ①四万十川条例及び施行規則における太陽光発電施設に係わる項目の抽出。(条例:P2、施行規則:P3・4)
- ②太陽光発電施設に係る申請・許可状況の整理(P5)
- ③他法令等との整合性について整理。(P6~9)

- ①条例上の関連する行為・許可基準の抽出。(P2)

↓
施行規則上の関連する技術的細目等の抽出。(P3・4)

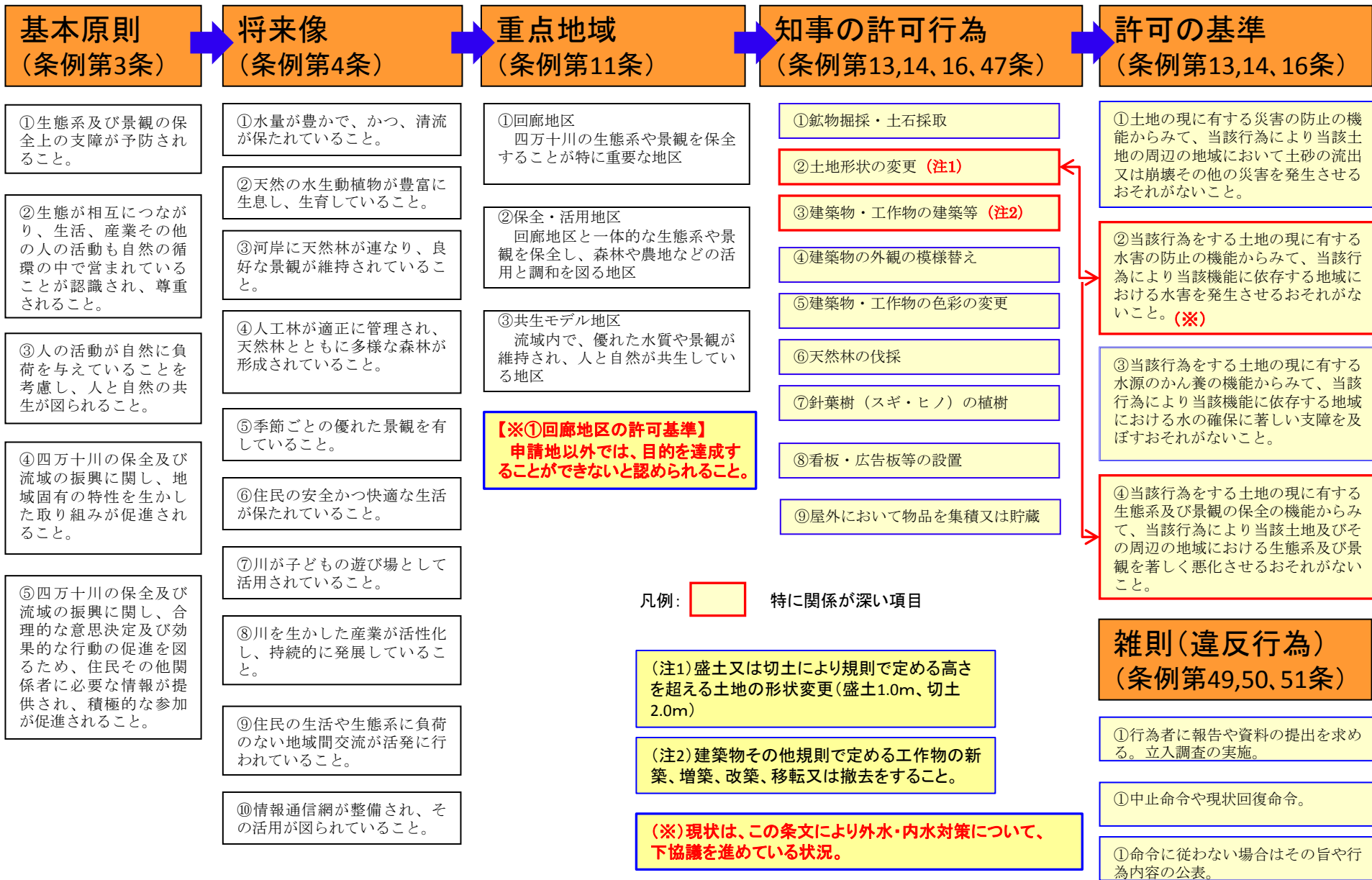
- ②流域市町の景観計画、自然公園法【環境共生課所管】など(P6~9)
※重要文化的景観は除く: 公共事業対象の色合いが大のため比較対象外とする。

(3) 四万十川流域保全振興委員会の予定

※平成27年度 開催分【条例改正に向けた他法令等の整理及び課題の整理・方針案】 →平成28年度 第1回【条例改正案の提示】
平成28年度 第2回【通常開催】

大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討②


(4) 四万十川条例における太陽光発電施設に係わる項目の抽出




大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討③

(5) 四万十川条例施行規則における太陽光発電施設に係わる項目の抽出①

行為	鉱物掘削・土石採取		土地形状変更		建築物・工作物の建築等				建築物の外観の模様替え		建築物・工作物の色彩の変更		天然林の伐採		針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹		看板等の設置		屋外における物品の集積または貯蔵		
	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	回廊	保全活用	
生態系の保全 (7項目)	重要な動植物の保全	○	○	重要な動植物の保全	○	○	重要な動植物の保全	○	○			重要な動植物の保全	○	○	重要な動植物の保全	○	○	重要な動植物の保全	○	○	
	緩衝帯の配置	○	○	騒音・振動の抑制	○	○	光害の抑制	○	○						光害の抑制	○	○				
	騒音・振動の抑制	○	○	汚濁対策 (工事中の沈砂池)	○	○	し尿及び雑排水の処理	○	○												
	汚濁対策	○	○	排水の計画 (流水を阻害しない)	○	○	騒音・振動の抑制	○	○												
	排水の計画	○	○				し尿及び雑排水の処理	○	○												
							騒音・振動の抑制	○	○												
景観の保全 (22項目)	法面等の緑化	○	○	法面等の緑化等	○	○	稜線の分断	○	○	外観の模様替え	○	○	伐採の限度	○	○	間伐の計画	○	○	看板・広告板等の色彩	○	○
	裸地の遮へい	○	○	稜線の分断	○	○	建築物の色彩	○	○			工作物の色彩	○	○				付帯して行う行為	○	○	
	稜線の分断	○	○	緑地の保全	○	○	建築物の形態と素材	○	○												
	切土及び盛土の高さ	○	○	石垣の保全	○	○	緑地の保全	○	○												
	付帯して行う行為	○	○	付帯して行う行為	○	○	建築物の高さ 建ぺい率	○	○			跡地の処理 (撤去時の景観配慮)	○	○							
							跡地の処理	○	○												
							付帯して行う行為	○	○												

○ 審査する項目
 適用除外項目

凡例: 
 特に関係が深い項目

大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討④

(6) 四万十川条例施行規則における太陽光発電施設に係わる項目の抽出②

・ その他規則で定める工作物の選定(参考とした他法令)

都市計画法		建築基準法 第88条に規定される準用工作物と指定工作物 (建築確認申請を要するもの)		四万十川条例		
第一種特定工作物: 周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物	・コンクリートプラント	準用工作物	・煙突	h>6m	周辺環境の悪化をもたらすおそれのある工作物	・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する施設
	・アスファルトプラント		・RC造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)	h>15m		・危険物の貯蔵または処理に供する工作物
	・クラッシャープラント(コンクリート又はアスファルト・コンクリートの粉碎施設を含む。)		・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	h>4m		・ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類する処理施設
	・危険物の貯蔵または処理に供する工作物		・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	h>8m		大規模工作物
第二種特定工作物: 大規模な工作物	・擁壁	h>2m	・基園その他これに類するもの			
・ゴルフコース	・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)	指定工作物	・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	適用地域の指定有り	その他の工作物	・風力発電施設その他これに類するもの
・1ヘクタール以上の運動・レジャー施設(野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、その他)	・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		・原動機を使用するコンクリート、岩石等を粉碎する事業を営む工場、原動機(出力>2.5kW)を使用するレディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰め、アスファルト等を原料とする製造工場			・電波塔類、電線路等の支持物その他これらに類するもの
・1ヘクタール以上の基園	・自動車車庫の用に供する工作物	指定工作物	・高さ8mを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの	適用地域の指定有り	その他の工作物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
	・昇降機・遊戯施設等		・屋外照明その他これに類するもの			
	・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物		・自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの			
			・煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			

青字は、他法令を参考として許可の対象とした工作物

赤字は、四万十川条例において独自に景観の保全の観点から許可の対象とした工作物

大規模工作物等に係る四万十川条例許可基準の再検討⑤

(7)太陽光発電施設に係る許可・申請状況の整理

①回廊地区(※)における許可基準(施行規則より)

(※)申請地以外では目的を達成することが出来ないとみとめられるものに限る。

・四万十川の景観を眺望する観光施設の建築行為等を想定し、申請地(回廊地区内)が最適地であり、流域の振興に資するものであると判断される場合は、別に定める生態系と景観への配慮を規定した許可の基準を満足すれば許可することが出来る旨を規定したものである。

②太陽光発電施設の申請・許可状況

・別紙のとおり:四万十市、四万十町

③回廊地区における太陽光発電施設以外の申請・許可状況と行為地理由(例)

- ・大部分が電柱の申請(行為地理由:民生の安定上必要、建て替えは老朽化対策)
- ・一部看板の申請もあり(行為地理由:既設の建築物との一体とする必要がある)
- ・残土処理:四万十市佐田で申請者・四万十市、県土木、県環境共生課で協議中(行為地理由:既設堤防の補強目的)